

補装具を利用される方へ

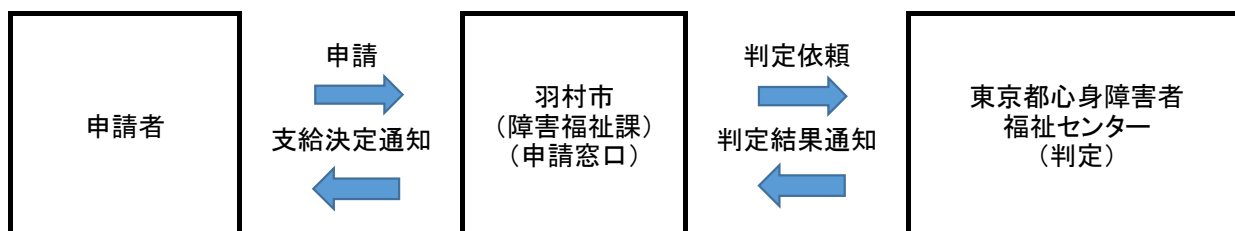
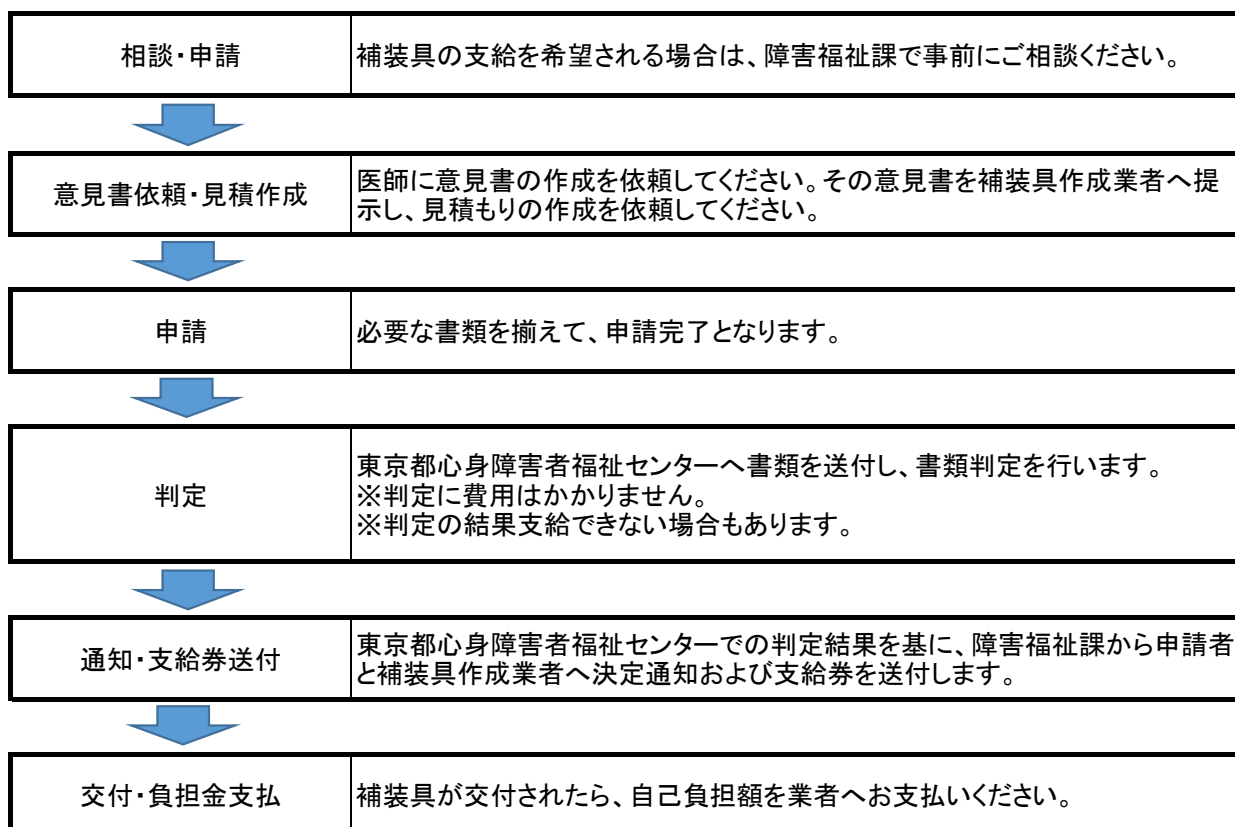
1 補装具とは

身体障害者手帳をお持ちの方、または難病が対象です。障害者総合支援法に基づいて支給され、障害のある方等の損なわれた身体機能を補完・代替するための用具をいいます。
※治療や訓練のために作成する補装具は医療保険が適応されます。

2 補装具支給までの流れ

障害福祉課7番窓口へご相談ください。申請から交付までの流れや手続き等の説明をさせていただきます。

◎ 最も一般的な書類判定が必要な場合の支給決定までの例です。



※必ず事前に相談・申請をしてください。補装具を作成後に申請されたものについては支給できません。
※申請から支給券発送までに1~2ヶ月程度かかりますのでご注意ください。

3 必要なもの(■は必ず必要です。)

- 補装具支給申請書
- 支給を希望する補装具の見積書
- 身体障害者手帳、または、特定医療費受給者証等
- マイナンバー 本人確認書類
- 医師の意見書(指定様式)
- 課税(非課税)証明

4 自己負担額

原則として基準額の1割を利用者が負担することになります。
ただし、所得に応じて負担上限月額があります。

区分	対象となる方	負担限度額
一般	市民税課税世帯の方	37,200円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
生活保護	生活保護の方	0円

※対象者が18歳以上の場合、本人又は配偶者の市民税所得割課税額が46万円以上の場合は、支給対象外のため全額自己負担となります。

※18歳未満の児童の補装具費に対する所得制限はありません。

5 介護保険と障害者総合支援法の関係

区分		18歳から39歳	40歳から64歳	65歳以上
一般世帯	下記以外	障害者総合支援法	介護保険(2号)	介護保険(1号)
	特定疾病により要支援・要介護状態			
生活保護世帯	上記以外			

※介護保険制度の利用者は、介護保険制度が優先されます。

※介護保険で対応できない場合には、障害者総合支援法の補装具を作成することができる場合があります。

6 補装具の種類と耐用年数

種類	耐用年数	対象
義肢(義足・義手)	1～5年	失われた手足の代わりに義肢を必要とする方
装具	1～3年	四肢・体幹に機能障害がある方
姿勢保持装置	3年	四肢・体幹の機能障害があり、座位保持が困難な方
歩行器	5年	肢体不自由が原因で歩行が困難な方
車椅子	6年	下肢・体幹、内部障害があり、歩行障害がある方
電動車椅子	6年	下肢・体幹、内部障害があり、歩行障害がある方。 また内部障害で歩行に著しい制限を受ける方
歩行補助つえ	2～4年	肢体不自由が原因で、歩行補助杖の使用により歩行機能を補うことが可能な方
視覚障害者安全つえ	2～5年	視覚障害がある方
義眼	2年	視覚障害がある方
矯正・弱視眼鏡	4年	視力障害がある方
遮光眼鏡	4年	強いまぶしさを伴う視力障害及び視野障害がある方
補聴器	5年	聴覚障害がある方

※耐用年数はあくまで目安であり、耐用年数が過ぎただけでは再支給はできません。耐用年数内でも、修理ができない場合や、事故等による破損の場合には再支給することができます。

※原則、1種目につき、支給できる個数は1つまでです。

◆◆お問い合わせ◆◆

- ・ 羽村市役所福祉健康部障害福祉課障害者支援係
- ・ 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1
- ・ 電話:042-555-1111 内線:186-188
- ・ FAX:042-555-7323
- ・ E-mail : s301100@city.hamura.tokyo.jp